

平成17年度 第12回官業民営化等WG・第26回市場化テストWG
追加資料要求項目（経済産業省）

1. 現在、情報・研修館が行っている業務について、特許庁からの出向者がいる当該法人しかできないというのは、非常に視野の狭い考え方である。いま、法人が消費している予算を提供してもらえれば、法人以上に効率的なサービスを提供するという民間事業者はいるかも知れず、そうした未知の世界に門戸を開こうとせず、アブリオリに拒否する姿勢は、まったく理解できない。
- 情報・研修館の優位性をいうのであれば、堂々と市場化テストを受けて立ち、その優位性を証明すべきであると考えているが、貴省の見解をお伺いしたい。

（回答）

1. 情報・研修館が行っている特許に関する行政サービス業務は、本質的に特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分の関係にあるものであり、これまで特許庁が自ら実施していた対内・外サービスを、独立行政法人の自立性・柔軟性という特長を活かし業務の効率化を実現する観点から情報・研修館に移行したものである。したがって、仮に独立行政法人制度が存在しなければ国の知財戦略として本来行政庁たる特許庁が引き続き自ら実施していたものである。
2. 上記に記したような、情報・研修館が行っている特許に関する行政サービス業務は、特許庁職員と同レベルの高度かつ最先端の知見・ノウハウをもって遂行され、ユーザーが特許庁と同レベルの高度なサービスを享受し得る状況とすることが重要であり、このため、情報・研修館の常勤の職員は特許庁からの出向者によって構成されている。
3. 以上のことから、当該業務については情報・研修館が引き続き実施することが最も効率的であり、市場化テストに馴染まない。

2. 情報・研修館の業務の中には、確かに法人がなければ特許庁なり役所が直営で、かつ公務員がやるしかないという仕事が部分的にはあるかもしれない。しかし、特許流通アドバイザー事業のように、都道府県や民間に移行させていく過渡期にあるものや、研修事業のように部分的には特化してやるにしても、民間に委託する部分を段々と大きくしていくものなど、幾つかに等級を設けて整理することが有効なのではないか。
- 今後、どのような業務が民間に開放できるかについて、貴省の見解を示されたい。

（回答）

1. 情報・研修館が行っている業務は、海外においても政府により安定的、継続的、公平に無償で提供されている採算性等の見込み難い事業であり、引き続き情報・研修館において自ら担うことが基本であると考えている。
2. 一方、情報・研修館では、民間活力を活用できるものについてはそうすべきと認識しており、既に最大限の努力を行ってきた。なお、特許流通アドバイザー事業については、特許流通市場の育成状況に応じて、徐々に地方公共団体や民間事業者を主体とする取り組みへの移行を目指し、情報・研修館自体の担う事業規模を縮小する方向で検討を行うこととしている。

3. 現在、法人が実際に行っている業務（情報、相談、研修等）のうち、もしも法人が存在しなければ、行政固有の領域に存在すると考えられる部分のシェアは、各業務に関してそれぞれの程度であると考えておられるのか、ご教示願いたい。

また、そうした業務を民間で担えるような可能性がある母集団として、どのようなものが想定できるか、ご教示願いたい。

（回答）

1. 情報提供業務と相談事業については、国民等に遍く無償で情報・ノウハウ等を提供するという使命を担っており、本質的に全て行政固有の領域に存在するといえる。
2. 研修業務のうち、職員向け研修やサッチャー向けの法定研修等は、特許庁の職員が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウを研修生に習得させる目的のものであり、情報・研修館が自ら行うべき領域であると認識している。
3. 外部向け研修については、すべて情報・研修館職員や特許庁職員（審査官等）で対応すべきとは認識しておらず、例えば、特許侵害警告模擬研修の講師には弁理士を活用している。ただし、そうした場合でも質の高い研修を担保するため、情報・研修館が教材を作成するとともに、講師となる弁理士に対して研修方法の指導を行っている。
4. なお、知的財産の支援機関として以上の業務を担える可能性がある母集団は現在のところ見あたらない。

4. 弁理士や知財の裁判官、法曹関係者が持っているような情報と、特許庁の内部に存在する情報というのは、およそ異質なものと考えているのか。貴省の見解をお伺いしたい。

（回答）

1. 特許庁の審査官や事務職員が担っている業務に基づき得ることができる情報と弁理士や知財の裁判官、法曹関係者がその業務を行うに当たって得る経験、情報は異なるものと考えている。
2. 弁理士はユーザーの代理として出願の明細書等を記述する能力を有するが、それらの出願を受け、先行技術との重複を見ながら新規性、**進歩性**等の適正か否かについて判断を行う特許庁の審査官や審判官とは異なる事務と考えられる。
3. また、知財の裁判官が扱う対象は基本的に知的財産制度論であり、特許庁の審査官が行う具体的な技術を対象とした判断とは異なるものである。このため裁判官の審理を支援するため、特許庁から裁判調査官を派遣しているところである。